



令和7年5月26日

【照会先】

大分労働局 労働基準部

健康安全課長 金田 博幸

課長補佐 原田 英一

電話 097-536 - 3213

報道関係者 各位

令和7年度大分県治療と仕事の両立支援推進チーム会議を開催

～ 「病気になっても仕事を続けられる当たり前の社会を目指して」 ～

厚生労働省では、働き方改革実行計画（平成29年3月28日、働き方改革実現会議決定）において、「病気と治療の両立を社会的にサポートする仕組みを整え、病に患った方々が生きがいを感じながら働ける社会を目指す」こととされたことを受けて、治療と仕事の両立の可能性がより一層拡大されるよう、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」を公表し、関係施策を総合的かつ横断的に推進することとしているところです。

大分労働局（局長 秋山雅紀）では、その趣旨のもと、大分県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、関係行政機関、地方公共団体、関係団体等と連携した「大分県地域両立支援推進チーム」を設置しており、大分県における関係ネットワークによる両立支援に係る取組の連携と、両立支援制度を広く周知することを目的に標記のチーム会議を下記により開催します。（資料1、2）

本会議では、「大分県地域両立支援推進チーム設置要綱」（資料3）に基づき、各構成員の両立支援に係る取組状況の共有、各構成員の取組に係る相互の周知協力、大分県における好事例の収集などについて、意見交換等を行うこととしています。

記

- 1 開催日時 令和7年5月30日（金） 10時から12時
- 2 開催場所 大分労働局 第一会議室
大分市東春日町17-20 大分第2ソフィアプラザビル4階
- 3 会議次第 別添「会議次第」のとおり
- 4 出席予定 「大分県地域両立支援推進チーム」（資料2）のとおり

*取材は、冒頭の一部のみとなりますので、予めご了承下さい。

なお、会議終了後、取材をお受けすることは可能です。

*「治療と仕事の両立支援」とは、病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続ける社会を目指す取組です。

治療と仕事の両立支援を巡る状況

疾病を抱える労働者の状況（資料4）

何らかの疾患で通院している労働者の割合は年々増加している。
日本の労働人口の約3人に1人が働きながら通院している。
疾病を理由に退職した者の4人に1人は、最初の治療が開始されるまでに退職している。

疾病を抱える労働者の就業可能性の向上

治療技術の進歩により、がん治療の場でも入院より外来患者が増加傾向。
疾病を抱える労働者の約8割が疾病罹患後も働き続けている。

病気 = 休離・離職 とは限らなくなっている

疾病を抱えた労働者が治療と仕事を両立できるような支援が重要

それぞれの立場からの両立支援の意義

○ 労働者にとっての意義

疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まる。

○ 事業者にとっての意義

労働者の健康確保という位置づけとともに、貴重な人材資源の喪失防止にもつながる。さらには、健康経営や多様な人材の活用を通じた労働者のモチベーションや生産性の向上、人材の定着、組織の社会的責任の実現といった意義もあると考えられる。

○ 医療関係者にとっての意義

仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となる。

○ 社会にとっての意義

疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人が生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待される。

大分県地域両立支援推進チーム

大分労働局では、治療と仕事の両立支援の推進を目的に、関係機関等との連携を図るため「大分県地域両立支援推進チーム」の事務局として、治療と仕事の両立支援に関する情報を共有しています。

また、関係機関等では、事業場や労働者からの相談に応じています。気軽にお問い合わせいただくよう呼びかけています。

【添付資料】資料1 リーフレット「治療と仕事の両立支援」

資料2 大分県地域両立支援推進チーム一覧

資料3 大分県地域両立支援推進チーム設置要綱

資料4 統計資料

*取材される場合は事前に本紙による連絡をお願いします。

送付先



大分労働局 労働基準部
健康安全課

kenkouanzenka-ooitakyoku@mhlw.go.jp

令和 年 月 日

取材申込書

大分県治療と仕事の両立支援推進チーム会議

実施日時 | 令和7年5月30日(金)10時~

集合場所 | 大分労働局 4階第一会議室

大分市東春日町 17-20 大分第2ソフィアプラザビル

会社名	
電話番号	
取材者氏名	

問合せ先

大分労働局 労働基準部 健康安全課

〒870-0037 大分市東春日町 17番20号 大分第2ソフィアプラザビル6階

電話 097-536-3213

090-8830-8244 (当日のみ)

担当官 課長補佐 原田

令和7年度大分県地域両立支援推進チーム会議 議事次第

日 時 令和7年5月30日 10:00~

場 所 大分労働局 第一会議室

大分市東春日町 17-20

大分第2ソフィアプラザビル4階

1 開会

2 労働基準部長あいさつ

3 議題

(1) 治療と両立支援制度の概要等について

(2) リーフレットの連絡先一覧の更新について(確認等)

* 以下、個人情報及び個別企業等の事案を取り扱う可能性があるため非公開

(3) 各機関の両立支援に係る取組状況の共有について

(各機関における相談・支援状況・事例、周知に関する取組など)

(4) 医療機関及び事業場における両立支援に係る取組事例等について

大分産業保健総合支援センター 産業保健専門職

(5) 今後の「大分県地域両立支援推進チーム」の取組について

(6) 意見交換等

4 閉会

治療と仕事の両立支援

治療と仕事の両立を支援するための道しるべ

病気になっても仕事を続けられる職場環境を作りましょう！

近年、疾病に対する治療は進歩し、がん等になっても仕事を辞めず、働き続けることができるようになってきました。

企業としては、今後、労働者の高齢化が進み、疾病を抱えた労働者の増加が見込まれるため、経営の観点からも、労働者が治療を続けながら働くことができる環境を整備する必要があります。「治療と仕事の両立支援対策」は、政府が取り組む「働き方改革」の一環として、今、企業が取り組むべき大きな課題の一つです。

事業主
【メリット】

労働者の「健康確保」の推進
継続的な人材の確保
労働者のモチベーション向上による人材の定着・生産性の向上
「健康経営」の実現
多様な人材の活用による組織や事業の活性化

労働者
【メリット】

治療に関する配慮が行われることによる病気の増悪の防止
治療を受けながらの仕事の継続
安心感やモチベーションの向上
収入を得ること
働くことによる社会への貢献

大分県地域両立支援推進チームにご相談ください。

『大分県地域両立支援推進チーム』は
「労働者」と「企業」を応援します！

「大分県地域両立支援推進チーム」は、大分県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、大分県下のがん相談支援センター、行政機関、関係団体がネットワークを構築し、両立支援に関する取組の連携及び情報の共有化を図る目的で設置したものです。各団体では、事業場や労働者からの相談に応じています。裏面の連絡先まで、気軽にお問い合わせください。



治療と仕事の両立支援とは・・・

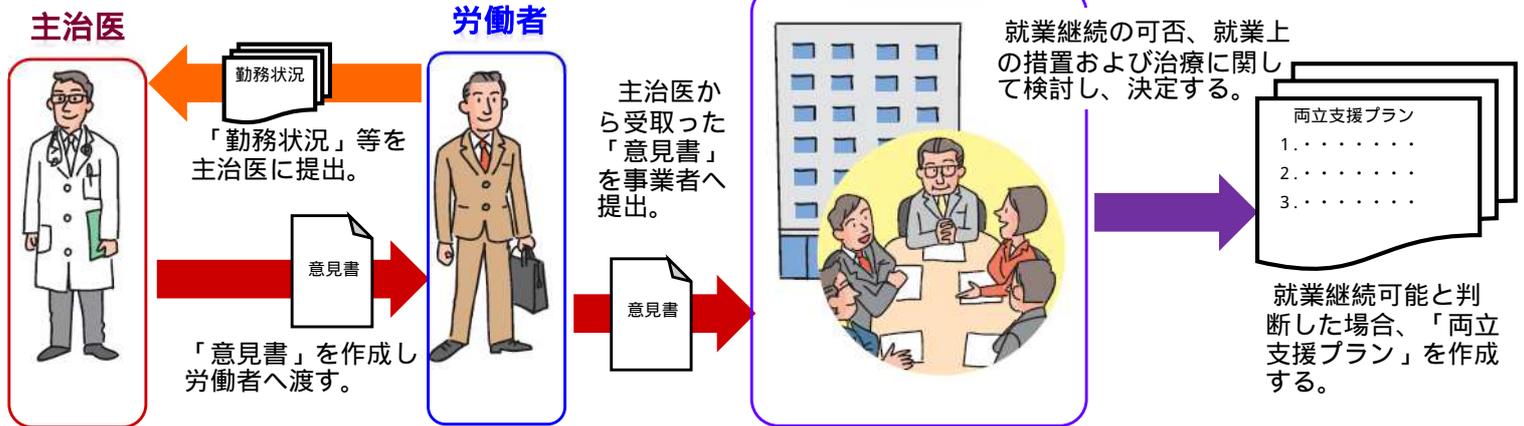
病気を抱えながらも、働く意欲・能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療の必要性を理由として仕事の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら生き生きと働き続けられる社会を目指す取り組みです。

労働者ががんなどの病気を理由として安易に退職を決めてしまわないように、事業者側にも、日頃から病気に関する理解の促進や、労働者との良好なコミュニケーションが求められています。



あなたの職場でも取り組んでみませんか？

両立支援の基本的な進め方



事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン

ガイドラインは、治療が必要な疾病を抱える労働者が、業務によって疾病を増悪させることがないよう、事業場において適切な就業上の措置を行いつつ、治療に対する配慮が行われるようにするため、関係者の役割、事業場における環境整備、個別の労働者への支援の進め方を含めた、事業場における取組をまとめたものです。

治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、労働者本人の理解と同意の下、事業場や医療機関等の関係者が必要に応じて連携することで、労働者本人の治療や業務の状況に応じた、より適切な支援の実施が可能となります。

「企業・医療機関連携マニュアル（解説編）」は、企業と医療機関が情報のやり取りを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例に沿って作成のポイントを示すものです。

左：ガイドライン 右：マニュアルは厚生労働省ウェブサイトでダウンロードできます。



<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000115267.html>



ガイドラインやマニュアル参照に両立支援に取り組みましょう！

治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト「治療と仕事の両立支援ナビ」をご参照ください！



治療しながら働く人を応援する情報ポータルサイト
治療と仕事の両立支援ナビ

Google 提供
トップページ リンク集

事業者の方へ 支援を受ける方へ 医療機関・支援機関の方へ 両立支援とは？ 取組事例 お役立ちコンテンツ シンポジウム

両立支援に取り組むにはどのようなことから始めればよい？



▶ 事業者の方はこちら

両立支援を受けるためには？



▶ 支援を受ける方はこちら

コーディネーター養成研修について
職場情報、診療報酬について



▶ 医療機関・支援機関の方はこちら

お役立ちコンテンツ

▶ ちりょうせ

▶ ダウンロード

▶ 各都道府県の相談機関一覧

両立支援とは？
ちりょうせの
治療と仕事の
両立支援ガイド



2022年度
治療と仕事の両立支援
シンポジウム&セミナー

こちら

アーカイブ動画公開中

「両立支援ナビ」では、企業における両立支援の取組方法や取組事例、両立支援を受ける方への支援制度等に関する情報、医療機関や支援機関への情報など、治療と仕事の両立支援に関する様々な情報を掲載しています。

ぜひ、両立支援ナビをご活用ください！

<https://chiryoutoshigoto.whlm.go.jp>



治療と仕事の両立のための支援を希望される皆様へ

産業保健総合支援センターでは、次のような悩み・不安について支援します



病気になるってしまった...
考えると眠れない
家族... 会社... 仕事...

- ◆ 病気のことを 会社はどう報告すればよい？
- ◆ 治療で長期間休むのに 公的な補償制度はない？
- ◆ 仕事をしながら 治療や通院ができる？
- ◆ 職場復帰して 以前と同じ仕事ができる？
- ◆ これからの働き方を 相談できる人がいない



多くの人が病気になっても働き続けることを希望しています。私たちがみなさんを支援します。お気軽にご相談ください。

<センターが提供しているサービス>

- 事業者に対する啓発セミナー
- 管理監督者向けの両立支援教育
- 事業場への個別訪問支援
- 両立支援に関する相談
- 患者（労働者）と事業場との個別調整支援
- 情報提供

【お問合せ先】

受付時間 月曜～金曜 8時30分～17時15分（祝・祭日除く）

独立行政法人労働者健康安全機構 **大分産業保健総合支援センター**

〒870-0046 大分県大分市荷揚町3番1号 いちご・みらい信金ビル6階

両立支援
促進員

TEL 097-573-8070

申込フォーム



ウェブサイト



FAXでの申込みは 以下の内容を センター FAX 097-573-8074 まで

個人	氏名				
	連絡先 (必須項目)	TEL			
事業場	事業場名 所在地 連絡先	-----			
		TEL		FAX	
	事業の種類	1.製造業 2.建設業 3.運送業 4.電気・ガス・水道 5.情報通信業 6.卸・小売業 7.金融・保険業 8.不動産業 9.飲食・宿泊業 10.医療・福祉 11.教育・学習支援 12.サービス業 13.その他()			
	担当者	職名		氏名	
メール					

大分県地域両立支援推進チーム参加機関の名称と相談内容	電話番号(受付時間)
大分産業保健総合支援センター 事業者に対する啓発セミナーや管理監督者向けの両立支援教育の実施、関係者からの相談、事業場への個別訪問支援、患者（労働者）と事業者との個別調整支援	097-573-8070 (8:30～17:15)
大分大学医学部附属病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-586-6376 (8:30～17:00)
大分県立病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-546-7062 (8:30～17:00)
大分赤十字病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-532-6181 (8:30～17:00)
別府医療センター がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0977-67-1111 (8:30～17:15)
中津市立中津市民病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0979-22-6521 (9:00～17:00)
大分県済生会日田病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0973-22-8772 (9:00～17:00)
南海医療センター 地域医療連携室 がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0972-22-0577 (8:00～17:00)
大分県 福祉保健部 県民健康増進課 生活習慣病対策班	097-506-2770 (8:30～17:15)
大分県難病相談・支援センター 難病治療及び就労・就労継続等についての相談	097-578-7831 (9:00～17:00)
大分市保健所 保健予防課	097-535-7710 (8:30～17:15)
大分県医師会 地域保健課 医療連携センター等の紹介	097-532-9121 (8:30～17:30)
日本労働組合総連合会 大分県連合会 地域の働く人たちのよりどころとしての、労働者からの労働相談	0120-154-052 (9:00～17:30)
大分県経営者協会 メンタルヘルス、ハラスメント対策をはじめ、職場環境改善に関する企業への支援	097-532-4745 (9:00～17:00)
(一社)大分県労働基準協会 労働基準法・労働安全衛生法等の普及、労働安全衛生法等に基づく各種講習会の開催	097-585-5765 (8:00～17:00)
大分県社会保険労務士会【両立支援関係】総合労働相談ダイヤル 事業者に対するセミナーの開催、事業者・労働者双方から就業継続等に関する相談	0570-064-794 (10:00～16:00)
大分県医療ソーシャルワーカー協会（津久見中央病院 内） 復職などの社会復帰の支援	0972-82-1123 (8:30～17:00)
(一社)日本産業カウンセラー協会 九州支部 産業に関わる方へのカウンセリングによる個人支援	092-434-4433 (10:00～17:00)
日本キャリア開発協会 治療と職業生活の両立に悩んでいる就労者や休退職者の方を対象とした相談（1回30分の電話無料相談・通話料はご相談者負担、予約制） 申込先 https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php	左記ウェブサイトから 申し込み (10:00～19:00)
大分労働局 職業安定部 職業安定課 長期にわたる治療等が必要な疾患をもつ求職者に対する就職支援事業の実施	097-535-2090 (8:30～17:15)
ハローワーク大分 就職支援ナビゲーターによる、がんまたは肝疾患等の診療連携拠点病院と連携した、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援	097-538-8609 (8:30～17:15)
大分労働局 労働基準部 健康安全課 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知	097-536-3213 (8:30～17:15)

祝日を除く月曜～金曜日に相談を受けています。受付時間のうち12～13時は昼休みのため受付時間外です。

大分県地域両立支援推進チーム

大分県地域両立支援推進チーム構成機関の名称と相談内容	電話番号（受付時間）
大分産業保健総合支援センター 事業者に対する啓発セミナーや管理監督者向けの両立支援教育の実施、関係者からの相談、事業場への個別訪問支援、患者（労働者）と事業者との個別調整支援	097-573-8070 (8:30～17:15)
大分大学医学部附属病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-586-6376 (8:30～17:00)
大分県立病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-546-7062 (8:30～17:00)
大分赤十字病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	097-532-6181 (8:30～17:00)
別府医療センター がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0977-67-1111 (8:30～17:15)
中津市立中津市民病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0979-22-6521 (9:00～17:00)
大分県済生会日田病院 がん相談支援センター がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0973-22-8772 (9:00～17:00)
南海医療センター 地域医療連携室 がん患者の就労に関する相談やがん治療に関する全般的な相談	0972-22-0577 (8:00～17:00)
大分県 福祉保健部 県民健康増進課 生活習慣病対策班	097-506-2770 (8:30～17:15)
大分県難病相談・支援センター 難病治療及び就労・就労継続等についての相談	097-578-7831 (9:00～17:00)
大分市保健所 保健予防課	097-535-7710 (8:30～17:15)
大分県医師会 地域保健課 医療連携センター等の紹介	097-532-9121 (8:30～17:30)
日本労働組合総連合会 大分県連合会 地域の働く人たちのよりどころとしての、労働者からの労働相談	0120-154-052 (9:00～17:30)
大分県経営者協会 メンタルヘルス、ハラスメント対策をはじめ、職場環境改善に関する企業への支援	097-532-4745 (9:00～17:00)
(一社)大分県労働基準協会 労働基準法・労働安全衛生法等の普及、労働安全衛生法等に基づく各種講習会の開催	097-585-5765 (8:00～17:00)
大分県社会保険労務士会【両立支援関係】総合労働相談ダイヤル 事業者に対するセミナーの開催、事業者・労働者双方から就業継続等に関する相談	0570-064-794 (10:00～16:00)
大分県医療ソーシャルワーカー協会（津久見中央病院内） 復職などの社会復帰の支援	0972-82-1123 (8:30～17:00)
(一社)日本産業カウンセラー協会 九州支部 産業に関わる方へのカウンセリングによる個人支援	092-434-4433 (10:00～17:00)
日本キャリア開発協会 https://www.j-cda.jp/hatarakikata/index.php 治療と職業生活の両立に悩んでいる就労者や休退職者の方を対象とした相談（予約制）	左記 HP で申込 (10:00～19:00)
大分労働局 職業安定部 職業安定課 長期にわたる治療等が必要な疾患をもつ求職者に対する就職支援事業の実施	097-535-2090 (8:30～17:15)
ハローワーク大分 就職支援ナビゲーターによる、がんまたは肝疾患等の診療連携拠点病院と連携した、離職を余儀なくされた長期療養者等に対する就職支援	097-538-8609 (8:30～17:15)
大分労働局 労働基準部 健康安全課 事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知	097-536-3213 (8:30～17:15)

大分県地域両立支援推進チーム設置要綱

1 設置目的

大分県の実情に応じた治療と仕事の両立支援を効果的に進めるため、大分県における関係機関のネットワークを構築し、両立支援に係る取組の連携及び情報の共有化を図ることを目的とする。

2 名称

推進チームの名称は、「大分県地域両立支援推進チーム」とする。

3 構成員等

推進チームの構成員は、以下の組織、部署等の担当者とする。

- (1) 大分県
- (2) 大分県医師会
- (3) 大分大学医学部附属病院
- (4) 大分県立病院
- (5) 大分赤十字病院
- (6) 別府医療センター
- (7) 中津市立中津市民病院
- (8) 大分県済生会日田病院
- (9) 南海医療センター
- (10) 日本労働組合総連合会 大分県連合会
- (11) 大分県経営者協会
- (12) 大分県労働基準協会
- (13) 大分県社会保険労務士会
- (14) 大分県医療ソーシャルワーカー協会
- (15) 日本産業カウンセラー協会
- (16) 日本キャリア開発協会
- (17) 大分市保健所
- (18) 大分県難病相談・支援センター
- (19) 大分産業保健総合支援センター
- (20) 大分労働局 職業安定部 職業安定課

- (21) 大分公共職業安定所
- (22) 大分労働局 労働基準部 健康安全課(事務局)
- (23) 大分労働局 雇用環境・均等室(オブザーバー)

4 会議の開催

- (1) 推進チームの会議は、大分労働局労働基準部長が上記3の構成員等に参集を求めて開催する。開催時期は、原則として毎年7月とする。
- (2) 会議には必要に応じ、構成員以外の関係者の参集を依頼できるものとする。

5 議事等

推進チームの会議においては、以下の事項について意見交換等を行う。

- (1) 各構成員の両立支援に係る取組状況の共有
- (2) 各構成員の取組に係る相互の周知協力
- (3) 相談窓口の支援連携に係る各構成員の役割分担及び連絡先一覧の作成及び更新
- (4) 両立支援を促進するための各構成員が連携した取組
- (5) 大分県における好事例の収集
- (6) 大分県における両立支援コーディネーターの周知・活動方法
- (7) 大分県における企業向けパンフレット及び患者向けパンフレット(主に病院で患者に配るもの。加えて、一般国民の理解のために広く自治体窓口等に配布することを想定したもの。)の作成及び更新
- (8) 両立支援ガイドラインや大分県版パンフレット等を活用した両立支援の周知・啓発
- (9) 労働局及び産保センターのホームページを活用した両立支援の周知
- (10) 推進チームの取組に関する計画の策定及び検証
- (11) 大分県独自の周知・啓発のためのイベントの企画・開催及び協力
- (12) その他推進チームの活動、運営に関する事項

6 その他

- (1) 推進チームの会議は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。

(2) 推進チームの設置期間は、令和 8 年度までとする。

(3) 推進チームの事務局は、大分労働局労働基準部健康安全課とする。

附則

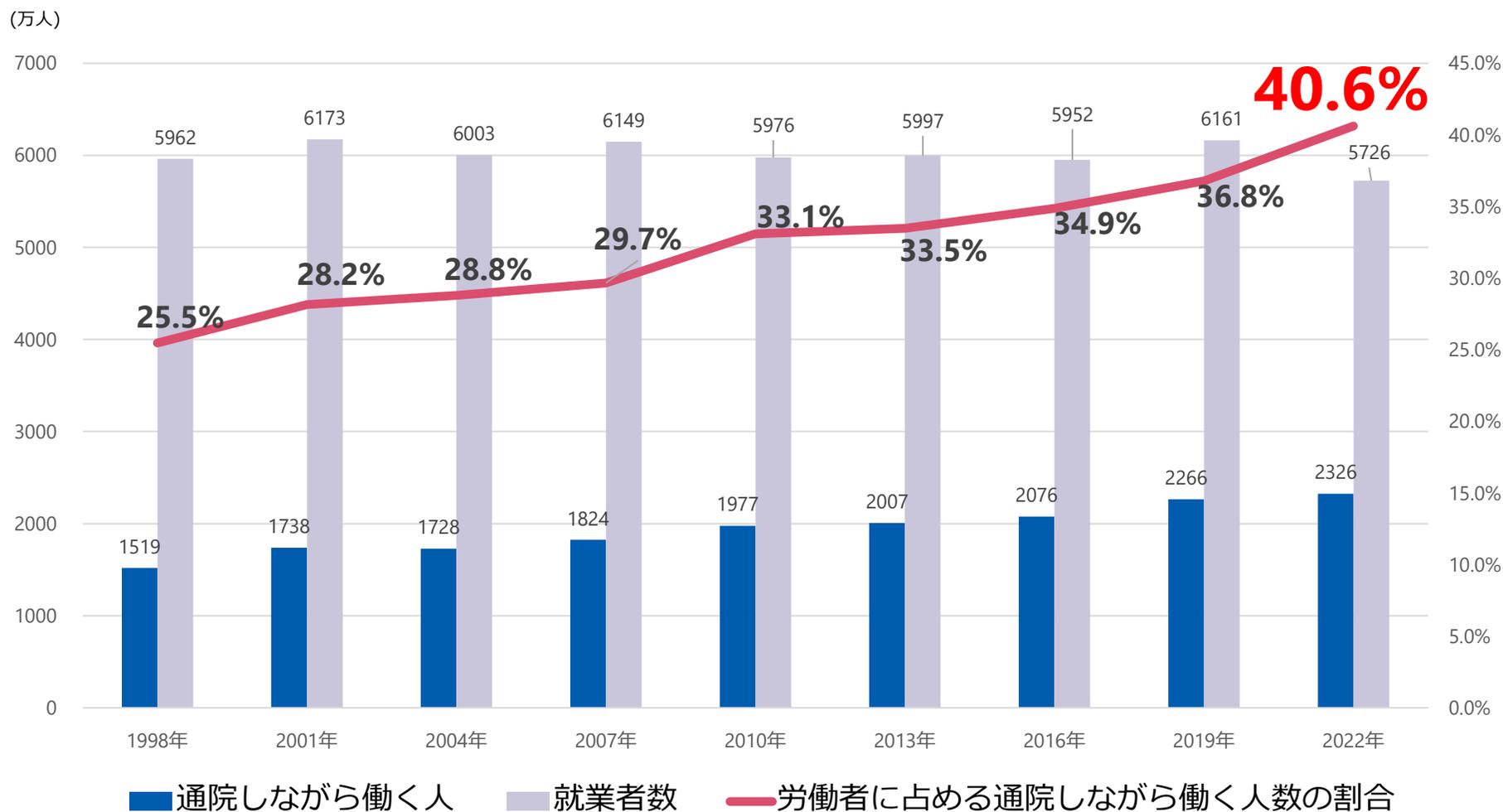
この設置要綱は、平成 29 年 8 月 18 日から施行する。

令和 3 年 7 月 21 日 改定

令和 5 年 7 月 25 日 改定

病気を抱える労働者の通院状況

・何らかの疾患で通院している就業者は約3人に1人を超えており、その割合は増加傾向。



1. 入院者は含まない
2. 15歳以上の者
3. 就業者数は世帯人員のうち「仕事あり」の者
4. 2016年の数値は、熊本県を除いたもの

疾病を理由に退職した者の退職した時期

- ・疾病を理由に退職した者の4人に1人は、最初の治療が開始されるまでに退職している。

(単位：%)

退職した時期（治療段階）	割合
診断確定時	12.0
診断から最初の治療まで	13.3
最初の治療中	31.2
治療終了後から復帰まで	11.0
復帰後	22.1
再発後	10.4
治療開始前・計	25.3

治療開始前

治療と仕事の両立とは



病気を抱えながらも、働く意欲や能力のある労働者が、仕事を理由として治療機会を逃すことなく、また、治療を理由として職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられることです。

治療と仕事の両立支援に取り組むことの意義

◆労働者にとっての意義



疾病にかかったとしても、本人が希望する場合は、疾病を増悪させることがないように、適切な治療を受けながら、仕事を続けられる可能性が高まります。

◆事業者にとっての意義



労働者の健康確保とともに、大切な人材を失わずにすみ、労働者のモチベーション向上により人材の定着や生産性向上につながります。「健康経営」や社会的責任（CSR）の取組そのものであり、多様な人材の活用による事業の活性化が期待されます。

◆医療関係者にとっての意義



仕事を理由とする治療の中断や、仕事の過度な負荷による疾病の増悪を防ぐことで、疾病の治療を効果的に進めることが可能となります。

◆社会にとっての意義



疾病を抱える労働者の方々も、それぞれの状況に応じた就業の機会を得ることが可能となり、全ての人生きがい、働きがいを持って各々活躍できる社会の実現に寄与することが期待されます。